

とちぎメディカルセンター経費負担区分表

1. 委託業務の運営に必要な経費の負担区分は下記の通りとする。但し、委託者の負担項目であっても明らかに受託者の過失であると認められる場合は、その費用は受託者が負担することとする。
2. 下記の費用項目以外に発生した費用に関しては双方協議の上、負担区分を決定する。

費 用 の 内 容	委託者	受託者
病院及び介護老人保健施設の厨房設備の保守・修繕・維持費用	○	
病院及び介護老人保健施設の厨房設備の機器・備品購入費用	○	
病院及び介護老人保健施設の消毒・ダクト清掃・厨芥・廃油・ゴミ処理費用	○	
病院及び介護老人保健施設の食器購入費用	○	
病院及び介護老人保健施設の栄養科事務所の備品(机・椅子・PC等)購入費用	○	
病院及び介護老人保健施設の給食業務に関わる水道光熱費		○
セントラルキッチンの建物・付帯設備の保守・修繕・維持費用	○	
セントラルキッチンの厨房設備・施設内備品・搬入設置費用	○	
セントラルキッチンの厨房設備・施設内備品の保守・修繕・維持費用	○	
セントラルキッチンの休憩室備品・ロッカー・下駄箱等の備品購入費用	○	
セントラルキッチンの事務室で使用するPC等事務備品の購入費用		○
セントラルキッチンの消毒・ダクト清掃・厨芥・廃油・ゴミ処理費用		○
セントラルキッチンに関わる水道光熱費		○
給食管理システム導入・保守費用	○	
衛生費用(ペーパータオル・手洗い消毒剤等)		○
給食業務用消耗品(食器洗浄機用洗剤・ラップ・シート等)		○
事務用消耗品		○
通信費		○
教育・研修・募集費用		○
配送経費(セントラルキッチン ⇄ 病院・施設)		○
従事者の人件費		○
従事者の健康診断料・検便検査費用		○
従事者の被服費・履物・エプロン・帽子等購入費用		○
給食材料費		○
清掃用具費		○
保険料(施設・生産賠償)		○
関係官庁手続費用	○	